

令和8年度 市民税・県民税申告書の手引き

令和8年度市民税・県民税申告書は、前年度申告書を提出された方を中心に送付していますので、申告が必要な方はこの手引きを参考にしながらご記入のうえ、申告期限（3月16日）までにご提出ください。

※提出不要の方にも申告書が届く場合がありますが、その際はご了承ください。

1. 市民税・県民税の申告が必要な方

- ①令和8年1月1日現在、御所市内に住所があり、前年中に所得があった方。
ただし、次のいずれかに該当する方は申告の必要はありません。
 1. 税務署に所得税の確定申告をされた方
 2. 給与所得のみの方で、勤務先から御所市へ給与支払報告書の提出がある方（提出の有無は勤務先に確認してください）
- ②給与所得者で、20万円以下の給与以外の所得（営業、不動産等）がある方。
（20万円を超える場合は、所得税の確定申告が必要です。）

※前年中、無収入であったり、非課税所得（遺族年金・障害年金等）のみであった場合も、**国民健康保険税の算定や医療費負担等の判定に申告が必要となります。**
なお、申告の際には、「令和7年中に所得がなかった方」に必要な事項を記入してください。

2. 申告に必要なもの

- ①市民税・県民税申告書（郵送した申告書をご持参下さい。）
 - ②個人番号カード、もしくは、通知カードと本人確認書類（免許証など）
 - ③給与所得者及び年金受給者は**源泉徴収票**
 - ④事業所得者（営業等、農業）は収入金額及び必要経費がわかるもの
 - ⑤**控除証明書**（生命保険料・地震保険料・国民年金保険料）
 - ⑥医療費控除を受ける場合は、**医療費控除の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書**
- ※**明細書は必ず事前に作成しておいてください。**
※**明細書の作成については、税務課の窓口でお尋ねいただくか、ホームページからダウンロードしてください。**
⑦寄附金控除を受ける場合は、**受領証等**
⑧障害者控除を受ける場合は、**障害者手帳など**
⑨勤労学生控除を受ける場合は、**学生証**
※添付資料がある場合は、添付台紙に貼り付けてください。

領収書・証明書等の
原本の提示又は
添付が必要です。

3. 市・県民税について

- 個人の市・県民税は前年の所得に対してかかる税金で、均等割と所得割からなっています。
- 均等割とは・・・前年の合計所得金額が一定以上の方に、行政上の諸施策に要する経費の一部を広くご負担いただくために課税されるものです。
（市民税3,000円、県民税1,500円）
※令和6年度から、市県民税の均等割と併せて森林環境税（国税）1,000円が課税されます。
- 所得割とは・・・前年の課税総所得金額に応じて課税されるものです。（市民税6％、県民税4％）

4. 収入・所得額

- 営 業 所 得 … 商工業や漁業・サービス業などの自営業から生じる所得、請負契約等による報酬
- 農 業 所 得 … 農産物、果樹、家畜などから生じる所得
- 不 動 産 所 得 … 貸家、アパート、貸ガレージ、貸地などから生じる所得
- 配 当 所 得 … 株式の配当、投資信託（公社債投資信託を除く）の収益の分配などの所得
- 給 与 所 得 … 俸給、給料、賃金、賞与など給与に係る所得（年間の収入金額合計を記入）
- 雑 所 得 … 他のいずれにも当たらない所得
- ①公的年金等 … 国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給（非課税の恩給を除く）など
 - ②業務に係るもの … 副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの
 - ③そ の 他 … ①②以外のもの。郵便年金・生命保険契約に基づく年金（年金保険）など
- 一 時 所 得 … 生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、賞金や懸賞当選金など
- 総 合 譲 渡 所 得 … 機械やゴルフ会員権などの資産の譲渡から生じる所得
- 分 離 譲 渡 所 得 … 土地等または建物等の譲渡による所得
- 株式等譲渡所得 … 株式等の譲渡による所得
- 分離上場配当所得 … 上記株式等譲渡所得と通算することを選択した配当所得
- 先 物 取 引 所 得 … 商品先物取引、金融商品先物取引などによる所得
- 山 林 所 得 … 山林の伐採による所得、または山林の譲渡による所得

◎申告書の記入方法などについて、わからないことがありましたらお問い合わせください。
御所市役所 税務課市民税係 TEL 0745-62-3001（内線546・547）

提出期限：令和8年3月16日（月）

5. 所得控除一覧表

種別	控除額	内 容																				
基礎控除	43万～15万	合計所得金額が2,400万円以下の方は43万円、2,400万円超2,450万円以下の方は29万円、2,450万円超2,500万円以下の方は15万円、2,500万円を超える方は適用なし。																				
配偶者控除	一般33万～11万 老人38万～13万	配偶者の所得が58万円以下に限る。 <table><tr><th>納 税 義 務 者 の 合 計 所 得 金 額</th><th>控 除 対 象 配 偶 者</th><th>老 人 控 除 対 象 配 偶 者 (70歳以上)</th></tr><tr><td>900万円以下</td><td>33万円</td><td>38万円</td></tr><tr><td>900万円超950万円以下</td><td>22万円</td><td>26万円</td></tr><tr><td>950万円超1,000万円以下</td><td>11万円</td><td>13万円</td></tr></table>	納 税 義 務 者 の 合 計 所 得 金 額	控 除 対 象 配 偶 者	老 人 控 除 対 象 配 偶 者 (70歳以上)	900万円以下	33万円	38万円	900万円超950万円以下	22万円	26万円	950万円超1,000万円以下	11万円	13万円								
納 税 義 務 者 の 合 計 所 得 金 額	控 除 対 象 配 偶 者	老 人 控 除 対 象 配 偶 者 (70歳以上)																				
900万円以下	33万円	38万円																				
900万円超950万円以下	22万円	26万円																				
950万円超1,000万円以下	11万円	13万円																				
配偶者特別控除	33万～1万	配偶者の所得580,001円～1,330,000円まで控除対象。控除額は別表1参照※																				
一般扶養控除	33万	扶養親族のうち16歳～18歳、23歳～69歳。（扶養される者の所得は58万円以下に限る）																				
特定扶養控除	45万	扶養親族のうち、19歳～22歳の方は控除額45万円。																				
特定親族特別控除	3万～45万	特定親族の所得580,001円～1,230,000円まで控除対象。控除額は別表2参照※																				
老人扶養控除	38万／45万	扶養親族のうち70歳以上の方は控除額38万円。その方が直系尊属で同居の場合は45万円。																				
障害者控除	26万／30万	本人や扶養が障害者、26万円。特別障害（1/2/A級）の場合は30万。同居の特別障害＋23万。																				
寡婦・ひとり親控除	26万／30万	寡婦控除は26万円。扶養する子がある単身者はひとり親控除で30万円。いずれも所得500万円以下に限る。																				
勤労学生控除	26万	勤労学生であり、所得85万円以下で内給与以外の所得10万円以下の人が対象。																				
雑損控除		（損失額－補てん額）－（所得×10％）／災害関連支出－5万円 いずれが多い額。																				
医療費控除	上限200万（セルフ メディケーション税制 は8万8000円）	所定の額（総所得金額等の5％が10万円のいずれか少ない方、セルフメディケーション税制は1万2000円） を超える部分。																				
社会保険料控除	支払額全額	社会保険料（社保・国保・年金等）の年間支払額。																				
小規模企業共済等	支払額全額	前年中に支払った掛け金の額。																				
生命保険料控除	合計控除限度額 70,000円 ※別表2参照	前年中に支払った一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料が控除対象 ○旧契約・・・一般、個人年金それぞれの控除適用限度額 35,000円 ○新契約・・・一般、介護医療、個人年金それぞれの控除適用限度額 28,000円 旧契約と新契約の両方について適用を受ける場合、控除限度額28,000円																				
地震保険料控除	上限25,000円	前年中に支払った地震保険料や長期の損害保険料などが控除対象 <table><tr><th colspan="2">地震保険料</th><th colspan="2">旧長期損害保険料</th></tr><tr><th>年間支払額合計</th><th>控除額</th><th>年間支払額合計</th><th>控除額</th></tr><tr><td>～50,000円</td><td>支払保険料×1/2</td><td>～5,000円</td><td>支払保険料の全額</td></tr><tr><td>50,001円～</td><td>25,000円</td><td>5,001円～15,000円</td><td>支払額×1/2+2,500円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>15,001円～</td><td>10,000円</td></tr></table> ☆地震保険＋旧長期保険（両方足して上限25,000円）	地震保険料		旧長期損害保険料		年間支払額合計	控除額	年間支払額合計	控除額	～50,000円	支払保険料×1/2	～5,000円	支払保険料の全額	50,001円～	25,000円	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円			15,001円～	10,000円
地震保険料		旧長期損害保険料																				
年間支払額合計	控除額	年間支払額合計	控除額																			
～50,000円	支払保険料×1/2	～5,000円	支払保険料の全額																			
50,001円～	25,000円	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円																			
		15,001円～	10,000円																			

※年齢要件については、令和7年中に到達している年齢で判断します。

6. 所得の速算表

●給与所得の速算表

給与と収入金額の合計		給与と所得金額	
A	～ 650,999円	0円	
	651,000円 ～ 1,899,999円	A－650,000円 円	
	1,900,000円 ～ 3,599,999円	A÷4（千円未満切捨て） _____,000円	B×2.8－80,000円 円
	3,600,000円 ～ 6,599,999円	A÷4（千円未満切捨て） _____,000円	B×3.2－440,000円 円
	6,600,000円 ～ 8,499,999円	A×0.9－1,100,000円 円	
	8,500,000円 ～	A－1,950,000円 円	

- ★1 給与等の収入金額が850万円を超える方で、次のイ～ハのいずれかの要件を満たす場合は、所得金額調整控除の適用がありますので、次の計算式により計算した控除額を給与所得より差し引いてください。
（イ）本人が特別障害者に該当する、（ロ）年齢が23歳未満の扶養親族を有する、（ハ）特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
（給与等の収入金額（1,000万円超の場合は1,000万円）－850万円）×10％＝所得金額調整控除

合計所得金額	控除額1	控除額2	控除額3
580,001円～1,000,000円	33万円	22万円	11万円
1,000,001円～1,050,000円	31万円	21万円	11万円
1,050,001円～1,100,000円	26万円	18万円	9万円
1,100,001円～1,150,000円	21万円	14万円	7万円
1,150,001円～1,200,000円	16万円	11万円	6万円
1,200,001円～1,250,000円	11万円	8万円	4万円
1,250,001円～1,300,000円	6万円	4万円	2万円
1,300,001円～1,330,000円	3万円	2万円	1万円

※控除額1…納税義務者の合計所得金額が900万円以下
※控除額2…納税義務者の合計所得金額が900万円超950万円以下
※控除額3…納税義務者の合計所得金額が950万円超1,000万円以下

合計所得金額	控 除 額
580,001円～ 950,000円	45万円
950,001円～1,000,000円	41万円
1,000,001円～1,050,000円	31万円
1,050,001円～1,100,000円	21万円
1,100,001円～1,150,000円	11万円
1,150,001円～1,200,000円	6万円
1,200,001円～1,230,000円	3万円

旧契約に係るもの（一般の生命保険/個人年金）	
年間の支払保険料等	控除額※①
～15,000円	支払金額の全額
15,001円～40,000円	支払金額×1/2+7,500円
40,001円～70,000円	支払金額×1/4+17,500円
70,001円～	35,000円
新契約に係るもの（一般生命保険/個人年金/介護医療）	
年間の支払保険料等	控除額※②
～12,000円	支払金額の全額
12,001円～32,000円	支払金額×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	支払金額×1/4+14,000円
56,001円～	28,000円

一般の生命保険料控除額＝①＋②（限度額は28,000円）
個人年金保険料控除額＝①＋②（限度額は28,000円）

●公的年金等の雑所得速算表

	公的年金等の 収入金額の合計	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る 合計所得金額が1,000万円以下
65歳未満 昭和36年1月2日 以後生まれ	～1,299,999円	収入金額－600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	収入金額×75％－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×85％－685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×95％－1,455,000円
65歳以上 昭和36年1月1日 以前生まれ	10,000,000円～	収入金額－1,955,000円
	～3,299,999円	収入金額－1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	収入金額×75％－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×85％－685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×95％－1,455,000円
	10,000,000円～	収入金額－1,955,000円

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の方については上記の算式にさらに10万円、2,000万円超の方については上記の算式にさらに20万円を加えてください。

- ★2 給与所得と公的年金等所得の合計額が10万円を超える場合、所得金額調整控除の適用がありますので、次の計算式により計算した控除額を給与所得より差し引いてください。
（給与所得（10万円超の場合は10万円）＋公的年金等所得（10万円超の場合は10万円））－10万円＝所得金額調整控除
なお、★1の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除します。

※参考税率

種別	市	県
総合課税所得 山林所得	6%	4%
株式譲渡	3%	2%
上場株式等の配当等	3%	2%
先物取引	3%	2%
土地建物の譲渡 保有5年以上（一般）	3%	2%
土地建物の譲渡 保有5年未満（一般）	5.4%	3.6%

確定申告が必要になる方は
税務署にお問い合わせください

確定申告のお問合わせは

葛城税務署 TEL（0745）22－2721
〒635-8503 大和高田市西町1番15号